

さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金 事務取扱基準

平成30年8月8日 施行  
令和元年5月29日 施行  
令和2年5月25日 施行  
令和3年5月25日 施行  
令和4年5月16日 施行  
令和5年5月11日 施行

同日に複数の交付申請受付が行われ、かつ、その交付決定により予算額を超えることとなる場合には、以下の方法をもって、補助金交付対象車両を決定するものとする。

- 1、 補助金交付車両の決定にあたっては、抽選にて決定するものとする。また、抽選の方法はあみだくじとする。
- 2、 抽選を実施するにあたっては、申請者または申請書提出者へ、その旨を口頭で伝えることとする（郵送申請の場合も申請書に記載された連絡先に伝達）。
- 3、 書類が揃っている申請のみを抽選の対象とする。
- 4、 抽選にあたっては、脱炭素社会推進課職員があみだくじの作成を行い、脱炭素社会推進課主査級以上の職員が抽選することとする。また、抽選の際には、脱炭素社会推進課職員1名以上の立合い人を置くこととする。
- 5、 抽選にあたっては、抽選日時、作成者、抽選者、立合い人を記録し、所属長の確認を得ることとする。また、抽選の際に使用したあみだくじは落選者の申請書とともに保管するものとする。